

# 平成25年度「地域社会雇用創出協働事業」募集要項

## 1 事業の趣旨

島根県では、厳しい雇用失業情勢に対応するため、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を原資として造成した「島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金」を活用し、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供するための事業を実施しています。

その事業の一つとして、社会的課題に取り組む特定非営利活動法人・市民活動団体が、失業者を雇い入れ、さらに島根県と協働することで互いの長所や強みを活かすことにより実施する、企画提案を募集します。

## 2 応募資格者

次の（１）または（２）の要件を満たしている団体「以下「提案団体」という。」であること。

（１）特定非営利活動法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）に定める特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）のうち、次のすべてを満たすもの。

- ア 主たる事務所の所在地が島根県内にあること。
- イ 活動を行う主たる区域が島根県内であること。
- ウ NPO法人成立の日以後1年及び1事業年度が経過していること。
- エ 法第29条に規定する書類（事業報告書、活動計算書または収支計算書等）のすべてを、所轄庁に提出していること。
- オ 役員の中に暴力団関係者が含まれていないこと。
- カ 県税及びその他の租税を滞納していないこと。
- キ 日本財団が提供する公益コミュニティサイト（CANPAN）に、団体の団体情報が登録されていること。

（２）法別表に掲げる活動を主たる目的とする市民活動団体（以下「市民活動団体」という。）のうち、次のすべてを満たすもの。

- ア 活動を行う主たる区域が島根県内であること。
- イ 市民活動団体設立の日以後1年及び1事業年度が経過していること。
- ウ 組織の運営に関する規則（定款、規約、会則等）、予算及び決算書類を整備していること。
- エ 過去5年以内に島根県内の行政機関と協働で事業（補助、委託又はそれに類するもの）を行った実績を有する団体又は現在行っていること。
- オ 法第2条第2項第2号に該当すること。（法の規定を援用）
- カ 団体の役員が法第20条各号に該当しないこと。（法の規定を援用）
- キ 法第21条の規定を満たしていること。（法の規定を援用）
- ク 県税及びその他の租税を滞納していないこと。
- ケ 日本財団が提供する公益コミュニティサイト（CANPAN）に、団体の団体情報が登録されていること。

## 3 募集事業及びテーマ

企画提案を受ける事業は、提案団体と島根県が協働し、地域内にニーズがあり、離職した非正規労働者、中高年齢者、未就職卒業者等の失業者の次の雇用までの短期の雇用・就業機会にふさわしい事業、又は、失業者を雇用した上で、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得さ

せるための人材育成を行う事業で、次の委託事業の企画提案を募集します。

※ここでの協働とは、「提案団体と島根県が、共通の目的を達成するために、それぞれが有する資源を生かし、自立した対等な立場で相互に協力して活動すること」をいいます。

- (1) テーマは自由です。
- (2) 1団体が応募できる件数は、1事業とします。
- (3) 事業の実施期間は、平成25年度です。

#### 4 事業応募の条件

- (1) 協働の円滑な実施のため、提案団体は応募しようとする提案事業に係る島根県担当課と事業内容について事前に協議し、互いに合意した上で、提案団体が応募してください。
- (2) 事業提案にあたっては、課題の共有化、課題解決目標、役割分担等について、島根県担当課と合意しておいてください。
- (3) 募集事業の基本的な条件  
島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金の趣旨に適合しているものであって、次のすべてを満たすものであること。
  - ① 公共性、公益性が高く、地域社会への貢献が期待される
  - ② 協働による事業の相乗効果の高まりや、地域課題解決につながることを期待できる
  - ③ 先進性に富むとともに創意工夫が凝らされ、他の地域にも役立つモデル性がある
  - ④ 提案団体自らが実施する
  - ⑤ 他の助成金または補助金を受けている（受ける予定を含む。）事業でない
  - ⑥ 既に当事業を活用した事業でない
  - ⑦ 宗教活動や政治活動を目的とした事業でない
  - ⑧ 特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした事業ではない

#### 5 事業の要件

##### (1) 企画の要件

次の全ての要件を満たす企画であること。

- ① 社会的課題の解決を目的とした事業である
- ② 事業費に占める新規雇用する失業者に向けられる人件費が2分の1以上である
- ③ 自ら企画した新たな事業であり、公共性・公益性のある事業である
- ④ 建設・土木事業でない
- ⑤ 雇用・就業機会を創出する効果が高い事業である

##### (2) 新規に雇用する労働者に関する要件

委託事業を実施するのに必要な労働者として、失業者を以下の条件で雇用すること。

###### ① 新規に雇用する労働者の募集

新規に雇用する労働者の募集にあたっては、ハローワークへの求人申込等により募集を公開する。

###### ② 労働者の労働期間

新規に雇用する労働者の雇用・就業期間は1年以内とし、更新は不可とする。

ただし、新規雇用する労働者の雇用・就業期間が6月以内である場合には、1回に限り更新を可能とする。

###### ③ 失業者であることの確認

労働者を新規雇用する際に、本人に失業者であるか否かの確認を行うこと。なお、その

確認方法については、雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務経歴書、その他失業者であることを証明できるものの提示を求めること等によるものとする。

④ その他

新規雇用した労働者と雇用契約を締結し、雇用保険、労働者災害補償保険等の社会保険に加入するものとする。

## 6 事業の実施方法

島根県からの委託事業として実施していただきます。

## 7 委託料上限額

1事業あたりの委託料上限額は、300万円とします。

## 8 対象となる経費

対象となる経費は、次のとおりです。

① 人件費

・賃金、通勤手当等の諸手当、賞与、社会保険料（雇用保険料、労災保険料等）に係る事業主負担等

② その他の経費

・報償費（講師等謝金）、旅費（交通費）、材料費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料（備品のレンタル・リース料を含む）等

### 【留意事項】

- (1) 人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準としてください。  
(2) 講師等への謝金については、次表の金額を上限とします。

一人当たり単価	
①研修会等	大学教授・准教授 6,300 円/時間
	その他（専門的知見を有する場合） 5,100 円/時間
	その他 3,000 円/時間
②講演会	県外講師 100,000 円/回 県内講師 50,000 円/回 （上記①では招致できない著名な講師や、講義内容が高度・特殊な場合）
③コーディネーター・パネラー	県外講師 50,000 円/回 県内講師 25,000 円/回 （シンポジウム等、コーディネーターとパネラーの役割に大きな格差がある場合は、適宜単価差を設けること）

- (3) 提案事業が採択された場合は、「協働に関する研修（2回）」、及び「事業報告会」にご参加いただきます。参加に関わる交通費は対象経費とします（別途支給することはありません）。

## 9 提案書提出期限及び提出方法

提出期限：平成25年4月18日（木）17時00分まで

提出先：島根県環境生活部環境生活総務課NPO活動推進室（松江市殿町1）

提出方法：持参または郵送（郵送の場合は上記期限までに到着しているものであること）

提出部数：1部

## 10 応募にあたって提出する書類及び取得方法

### (1) 提案団体がNPO法人の場合

応募にあたっては、以下の①から⑩の書類は必ず提出してください。⑪については、提出は任意です。

なお、提案団体が「しまね社会貢献基金登録団体」の場合は、⑤から⑩までの書類は提出していただく必要はありません。

- ① 平成25年度「地域社会雇用創出協働事業」提案書（様式第1号）
- ② 事業提案企画書（「地域社会雇用創出協働事業」）（様式第2号）
- ③ 提案事業収支計画書（地域社会雇用創出協働事業）（様式第3号）
- ④ 提案団体の年間活動計画書及び年間収支予算書
- ⑤ 提案団体概要書（様式第4号）
- ⑥ 申請要件に関する確認書（様式第5号）
- ⑦ 団体役員名簿（様式第6号）
- ⑧ 法第29条の規定に基づき、毎年1回所轄庁へ提出する次の書類の写し
  - ・直近1か年度以上の事業報告書、貸借対照表、活動計算書（収支計算書）、総会資料
  - ・社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書類
- ⑨ 定款の写し
- ⑩ 設立趣旨書の写し
- ⑪ 提案事業を理解するために参考となる資料（A4サイズ相当とし、5枚以内としてください。）

### (2) 提案団体が市民活動団体の場合

応募にあたっては、以下の①から⑪の書類は必ず提出してください。⑫については、提出は任意です。

なお、提案団体が「しまね社会貢献基金登録団体」の場合は、⑤から⑪までの書類は提出していただく必要はありません。

- ① 平成25年度「地域社会雇用創出協働事業」提案書（様式第1号）
- ② 事業提案企画書（「地域社会雇用創出協働事業」）（様式第2号）
- ③ 提案事業収支計画書（地域社会雇用創出協働事業）（様式第3号）
- ④ 提案団体の年間活動計画書及び年間収支予算書
- ⑤ 提案団体概要書（様式第4号）
- ⑥ 申請要件に関する確認書（様式第5号）
- ⑦ 団体役員名簿（様式第6号）
- ⑧ 団体の規約等の写し
- ⑨ 直近1か年度以上の活動報告書及び収支計算書、総会資料又はこれに準じるものの写し
- ⑩ 過去5年以内に島根県内の行政機関と協働で行った又は行っている事業の契約書等の写し
- ⑪ 団体の会員名簿の写し
- ⑫ 提案事業を理解するために参考となる資料（A4サイズ相当とし、5枚以内としてください。）

(3) 応募書類の様式の取得方法は、島根県NPO活動推進室のホームページからダウンロードしてください（ホームページアドレス <http://www.pref.shimane.lg.jp/npo/>）。

## 11 審査

- (1) 審査会は公開とし、提案内容についてのプレゼンテーションを行っていただきます（5月中旬に大田市での開催を予定）。
- (2) 必要に応じて、公開プレゼンテーションの前に提案に関係する団体等に意見を求め、審査の参考とする場合があります。
- (3) 審査にあたっては、民間の委員を主体に構成する審査委員会（非公開）において提案内容を総合的に評価し、選考します。

## 12 審査のポイント

提案された企画は次の視点により評価しますので、参考としてください。

項目	審査のポイント
提案事業の目的	解決しようとする地域課題の視点から見て、提案事業の目的、目標は明確かつ妥当か。また、提案事業は公共性、公益性が高いか。
協働の相乗効果	協働することによって、提案団体が単独で行うよりも高い効果が上げられるか。また、協働することで行政だけでは成し得ない地域課題の解決に高い効果が上げられるか。
団体と行政の役割分担、スケジュール	提案団体と行政の役割分担は明確かつ妥当か。また、事業実施のスケジュールは適正かつ妥当か。
提案事業の先進性、実効性	提案事業は創意工夫が凝らされ、他の地域においても役立つモデル性、先進性を持っているか。また、具体性、実効性があるか。
団体の事業遂行能力、予算の妥当性	提案団体に企画を練り上げて遂行していく能力があり、提案団体自らが実施する事業か。また、予算規模、内容、参加者負担金などの財源は適当か。
地域社会への貢献度、地域課題の解決、事業実施後の継続性	提案事業は、地域社会への貢献度が高く、地域の主体的な取り組みとなり地域課題の解決に繋がるか。また、新規雇用する失業者のスキルアップを図ることができるか。事業終了後も取り組みの持続可能性が期待できるか。

## 13 採択・決定

- (1) 事業採択は、公開審査会で決定します。
- (2) 採択予定事業は、2事業程度を予定しています。
- (3) 事業採択にあたっては、実施方法、執行額などについて条件を付す場合があります。
- (4) 島根県からの委託額については、審査会の後に経費の内容等を精査の上、決定します。
- (5) 提案事業が採択された場合は、「協働に関する研修（2回）」、及び「事業報告会」にご参加いただきます。

## 14 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とします。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類の提出をしないとき。
- (3) 事実に反する提案や提案に関する不正行為があったとき。

- (4) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 15 契約

### (1) 契約方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、審査会で選定した委託契約候補者と島根県が随意契約を行います。

なお、委託契約の締結にあたっては、地方自治法及び島根県会計規則をはじめとする諸規定が適用されます。

### (2) 契約金額

島根県は、委託契約候補者から改めて見積書を徴取し予定価格の範囲内において決定します。

### (3) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付していただきます。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除します。

### (4) その他契約条項

委託契約候補者との協議事項とします。

## 16 経理

- (1) 対象経費は他の経費と明確に区分して経理することとします。

- (2) 委託業務に要した経費は領収書等で確認できること、また、収入及び支出を記載した会計帳簿を備え、経理状況を明確にしておくこととします。

- (3) 委託業務を行う事業主に対する委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種助成金等との併給はできないものとします。

- (4) 事業終了後、委託費に残額が生じた場合、又は委託費により発生した収入があるときは、委託元（島根県）に返還することとします。

## 17 その他

### (1) 提案前研修

提案いただく企画の充実を図るため、外部講師を招いて平成25年3月25日（月）に提案前研修を行います。提案前に協働事業の効果や企画の内容を確認する機会ですので、積極的に参加されますよう、ご案内します。

### (2) 提案の公表

提出のあった提案内容については、事業の概要及び提案団体の名称等を公表しますので、予めご了承ください。

### (3) 自己評価

事業実施後は、提案団体と島根県事業担当課に対し、アンケート方式による事業の自己評価をしていただきます。

### (4) 事例紹介

採択された事業については、その提案内容や実施状況等を協働事業の事例として広く紹介しますので、ご協力をお願いします。

### (5) しまね社会貢献基金への登録

提案団体がしまね社会貢献基金の登録団体でない場合は、事業実施後には、しまね社会貢献基金の登録団体になっていただきます。

## 18 留意事項

- (1) 本委託事業は、厚生労働省からの交付金を活用したものであり、委託実施に関し必要があるときは関係書類及び資料を求め、又は監査を行います。
- (2) 委託業務の受託者に選定され、島根県と委託契約を締結した者は、委託業務実施に関する以下の関係帳簿類を整備し、業務完了後5年間は保管するものとします。
  - ① 総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類
  - ② 労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿類
- (3) 書類提出後に辞退する場合は、書面でその旨を「9 提案書提出期限及び提出方法」記載の提出先まで申し出てください。
- (4) 提案者は、企画提案書の提出をもって、本募集要項の記載内容に同意したものとします。
- (5) 応募に要する経費は、応募者の負担とします。
- (6) 提出いただいた書類については、返却いたしません。

### 【お問い合わせ先】

〒690-8501

島根県松江市殿町1（島根県庁本庁舎6階）

島根県環境生活部環境生活総務課NPO活動推進室

電話：0852-22-6099

FAX：0852-22-5098

メール：npo@pref.shimane.lg.jp

整理番号	
------	--

◎A4サイズ、片面で提出してください。

## 平成25年度「地域社会雇用創出協働事業」提案書

平成 年 月 日

島根県知事 様

(提案団体) 団 体 名 :

代表者職・氏名 :

印

### 1. 提案事業

事業の名称	
事業内容	別添「事業提案企画書(様式第2号)」のとおり
収支計画	別添「提案事業収支計画書(様式第3号)」のとおり
事業費	事業費総額 円 (うち新規雇用失業者人件費 円)
労働者の人数	事業に従事する労働者の総数 人 (うち新規雇用する失業者の人数 人)

※「事業の名称」欄は、事業内容が的確に理解できる名称(.....事業)とする

### 2. 提案団体

提案団体の名称			
提案団体の所在地	〒		
設立年月日	平成 年 月 日	提案団体構成員数	人
提案団体担当者	担 当 者 : 電 話 番 号 : F A X 番 号 : E-mailアドレス :		

※「担当者連絡先」欄記載は必須



### 3. 島根県事業担当課

島根県事業担当者	担当者所属:
	担当者名:
	電話番号:
	FAX番号:
	E-mailアドレス:

### 4. 要件等の確認（自己申告（該当する場合は、にチェックを入れてください））

当事業は、下記の事項に該当することを申告する。

- 提案団体と島根県が協働で取り組む事業である
- 提案団体と島根県担当課で事業内容について協議し、地域課題、課題解決目標、役割分担等について、互いに合意している
- 募集要項「4 事業応募の条件（3）募集事業の基本的な条件」に該当する
  - ・ 島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金の趣旨に適合している
  - ・ 公共性、公益性が高く、地域社会への貢献が期待される
  - ・ 協働による事業の相乗効果の高まりや、地域課題解決につながる事が期待できる
  - ・ 先進性に富むとともに創意工夫が凝らされ、他の地域にも役立つモデル性がある
  - ・ 提案団体自らが実施する
  - ・ 他の助成金または補助金を受けている（受ける予定を含む。）事業でない
  - ・ 既に当事業を活用した事業でない
  - ・ 宗教活動や政治活動を目的とした事業でない
  - ・ 特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした事業ではない

## 事業提案企画書（「地域社会雇用創出協働事業」）

提案団体の名称	
事業の名称	

※提案企画書を基本に審査を行いますので、箇条書き等、ポイントを絞って記載してください。

○この事業を提案されたきっかけは何ですか。これまでの活動と事業提案の背景を教えてください。

1 提案事業の目的	<p>①この提案事業で解決しようとする地域課題は何ですか。</p> <p>②事業を実施し地域課題を解決するとどのような効果が現れると考えますか（直接的な効果を記載）。</p> <p>③上記の目的・効果以外に想定する効果は何ですか（副次的な効果を記載）。</p>
--------------	--

2 提案事業の概要	事業を構成する個別の事業項目・内容を記載してください。	
	●実施スケジュール（準備作業、打合せの状況等も記載）	
	25年4月	
	5月	
	6月	
	7月	
	8月	
	9月	
	11月	
	12月	
	26年1月	
	2月	
	3月	

<p>3 提案事業における協働の内容等</p>	<p>①鳥根県との協働により高められる相乗効果は、どんな点にあると考えますか。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 単独の場合</li> <li>・ 協働した場合</li> <li>・ 協働による相乗効果</li></ul> <p>②提案団体と鳥根県のそれぞれの役割分担について具体的に記載してください。</p>         <p>③鳥根県事業担当課以外の協力団体・市町村等関係機関についてもその役割等があれば記載してください。</p>
<p>4 提案事業の先進性・実効性</p>	<p>①提案事業のアピールポイント（創意・工夫・先進性等）は何ですか。</p>         <p>②実施上の懸案事項はありますか。またその解決方策は考えていますか。</p>

5 提案事業の地域 への拡がり と継続性	今年度の活動をどのようにして地域へ拡げますか。来年度以降のどのように継続していきますか（財源の確保も含めて）。
6 事業の執行体制	提案事業を実行するための執行体制を記載してください（統括責任者、業務ごとの責任者、業務分担など）。  新規に雇用する失業者の業務内容及び1ヶ月あたりの雇用日数を記載してください。  新規に雇用する失業者以外で、事業に従事する方の業務内容及び1ヶ月あたりの従事日数を記載してください。
7 特記事項	特に説明しておきたい事項があれば欄に記載してください。

### 提案事業収支計画書 (地域社会雇用創出協働事業)

団体の名称 :

事業の名称 :

#### 1. 収入

内 容	単価(円)	数量	(単位)	見積額(円)
				0
				0
				0
合 計				0

#### 2. 支出

内 容		単価(円)	数量	(単位)	見積額(円)
人件費	新規雇用失業者分	賃金		月	0
		諸手当		月	0
		社会保険料(事業主負担分)		月	0
		その他		月	0
	小 計				0
	その他人件費 (上記以外分)	賃金		月	0
		諸手当		月	0
		社会保険料(事業主負担分)		月	0
		その他		月	0
	小 計				0
人 件 費 計				0	
人件費 以外の経費					0
					0
					0
					0
					0
					0
					0
					0
					0
					0
					0
					0
	人件費以外の経費計				0
消費税及び地方消費税相当額					
合 計				0	

※1. 「内容」欄は、アルバイト代、講師謝金、旅費、材料費及び消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料(備品のリース料を含む)等のような経費か分かりやすく記載してください。

※2. 事業採択後に案内する「協働に関する研修(事業開始時と中間時の2回を予定)」及び「事業報告会」への参加に要する経費を計上してください。

(様式第4号)

## 提案団体概要書

作成日：平成 年 月 日

法人の種別	<input type="checkbox"/> 特定非営利活動法人 <input type="checkbox"/> 市民活動団体
団体名	(ふりがな)
団体の アピールポイント	
代表者役職・氏名	
主たる事務所の 所在地・連絡先	〒  電話 FAX E-mail
設立年月日	平成 年 月 日
法人格取得年月日	平成 年 月 日
活動分野（定款に記 載された分野）	
中心となる活動分野	
設立以来の 主な活動実績	
団体の目的	

団体の活動・業務	
現在、特に力を入れていること	
今後の活動の方向性・ビジョン	
定期刊行物	
団体の備考	

※上記内容のすべてが、日本財団公益コミュニティサイトの団体情報で確認できる場合は、この概要書を省略することができます。



(様式第5号)

## 申請要件に関する確認書

平成 年 月 日

島根県知事 様

(団体名)  
(代表者職・氏名)

印

当団体は、次のいずれにも該当します。  
なお、県において疑義がある場合は、別途、県の指示による必要な報告を行います。

### 記

#### (1) NPO法人の場合

- ア 主たる事務所の所在地が島根県内にあること。
- イ 活動を行う主たる区域が島根県内であること。
- ウ NPO法人成立の日以後1年及び1事業年度が経過していること。
- エ 法第29条に規定する書類(事業報告書、活動計算書または収支計算書等)のすべてを、所轄庁に提出していること。
- オ 役員の中に暴力団関係者が含まれていないこと。
- カ 県税及びその他の租税を滞納していないこと。
- キ 日本財団が提供する公益コミュニティサイトCANPANに、団体の団体情報が登録されていること。

#### (2) 市民活動団体の場合

- ア 活動を行う主たる区域が島根県内であること。
- イ 市民活動団体設立の日以後1年及び1事業年度が経過していること。
- ウ 組織の運営に関する規則(定款、規約、会則等)、予算及び決算書類を整備していること。
- エ 過去5年以内に島根県内の行政機関と協働で事業(補助、委託又はそれに類するもの)を行った実績を有する団体又は現在行っていること。
- オ 法第2条第2項第2号に該当すること。(法の規定を援用)
- カ 団体の役員が法第20条各号に該当しないこと。(法の規定を援用)
- キ 法第21条の規定を満たしていること。(法の規定を援用)
- ク 県税及びその他の租税を滞納していないこと。
- ケ 日本財団が提供する公益コミュニティサイトCANPANに、団体の団体情報が登録されていること。

